

USEN GAS プランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客様が新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ株式会社USEN（以下、「当社」といいます）が定める[USEN GAS需給約款]および別に定める主契約料金表（以下、「料金表」といいます）を承諾のうえ、当社指定の書式にてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客様は、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客様に承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・ お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ ガス小売事業者であるテプコカスタマーサービス株式会社（以下「TCS」といいます）が法令に基づき実施したガス機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・ 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者からTCSへ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客様からのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、原則としてガス料金適用開始の日以降1年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにもなう不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・ 現在のガス需給契約を解約すると、現在お客様がご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- ・ 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・ 現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・ 現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約

にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。

- ・ 現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・ 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. ガス料金

1月の使用量にもとづき指定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計によって算定された金額から3%割引します。

なお、同一需要場所において、ガス需給契約と同一名義により、当社が別に定める電気需給約款により電気の供給を受けている場合の割引率は4%といたします。

基本料金と従量料金については、[料金表]によります。

4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社よりWebサービス等にてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法

料金は、使用量に応じて、[料金表]に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算し、その合計から3%を割引します。

なお、同一需要場所において、ガス需給契約と同一名義により、当社が別に定める電気需給約款により電気の供給を受けている場合の割引率は4%といたします。

従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価および平均原料価格は、毎月当社のホームページでお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

- ・ 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

ガス料金は、原則として、当社が指定した金融機関等を通じた口座振替によって支払っていただきます。

お客さまの事情により口座振替による支払ができない場合には、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。

5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるT C Sは類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

(1) 熱量

標準熱量；45メガジュール

最低熱量；44メガジュール

(2) 圧力

最高圧力；2.5キロパスカル

最低圧力；1.0キロパスカル

(3) 燃焼性

供給ガスの属するガスグループ；13A

最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35

最高ウォッベ指数；57.8 最低ウォッベ指数；52.7

6. 当社からの申し出による需給契約の解約

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

- ・ ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 当社が定める[USEN GAS需給約款]および[料金表]の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他[USEN GAS需給約款]から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社またはT C Sがその旨を警告しても改めただけでない場合には、需給契約を解約することがあります。

- ・ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

- ・ 当社が定める[USEN GAS需給約款] および[料金表]の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1)(2)により、当社が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための
適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）
を行います。

7. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社、T C Sまたは当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

9. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、当社、T C Sまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、11（供給施設等の保安責任(3)）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社、T C Sまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社またはT C Sを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

10. 供給の制限等

- (1) 当社、T C Sまたは当該一般ガス導管事業者は次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・ 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・ 法令の規定による場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社、T C Sまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

12. 周知および調査業務

- (1) T C Sは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) T C Sはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果をT C Sが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) T C Sは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。お客さまは調査の結果をT C Sが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社またはT C Sを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をT C Sに提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

T C Sは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、当社を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

18. 情報の共有

当社は、ガス小売事業者であるT C Sとの間で需給契約に関する情報を共有いたします。また、当社またはT C Sは、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

- ・本書は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項および当社が定める[USEN GAS需給約款]もしくは[料金表]に記載のない、または異なる契約事項を記載したものとなります。本書に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[USEN GAS需給約款]および[料

金表]の供給条件によります。

- ・当社は、[USEN GAS需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当社よりWebサービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。
- ・[USEN GAS需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容は、当社のホームページで確認することができます。
- ・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社よりWebサービス等を通じて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、[料金表]を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の[料金表]によります。
- ・T C Sは、保安に係る業務を提携先企業へ委託しています。そのため、開栓および閉栓のための作業、ガス機器の調査および消費段階における事故等はT C Sの提携先企業が対応します。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもとない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

各種お手続き ・ お問い合わせ

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

USENエネルギーカスタマーセンター

電話番号：0120-866-440

[受付時間：9:00～22:30（年中無休）]

取次事業者

会社名：株式会社USEN

本社所在地：〒141-0021

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

代表者：代表取締役社長 田村 公正

ガス小売事業者

会社名：テプコカスタマーサービス株式会社

本社所在地：〒105-0014

東京都港区芝三丁目2番18号

ガス小売事業者登録番号：A0075

[03-6371-1355 受付時間帯：9:00～17:00

（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

- ご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとする当社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的は、当社ホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

■ 契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ① 当社の勧誘を受け、本お申込み書により契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、TCSまたは代理店が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、TCSまたは代理店が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的記録を発した時に、その効力を生じます。
- ④ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづきガスが提供されたときにおいても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

- ⑥ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、T C Sは、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係るガスの提供に伴いお客さま等（同法第9条第1項または同法第24条第1項のお申込み者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

株式会社U S E N

エネルギー事業部 USEN GAS 事務局

〒141-0021

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

目黒セントラルスクエア

【電磁的記録送付先】

shindenryoku-g@tepcoco.co.jp

【注意事項】

USEN GASプランへの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされますと、ガスが使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たなガスの契約を締結してください。